

中間検査のお知らせ

門真市内で以下の建築物を建築しようとする場合は、中間検査を受けなければなりません。

対象となる建築物

対象	構造	規模（申請等に係る部分）
住宅※	全ての構造	床面積の合計が50平方メートル超
上記以外	全ての構造	地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が300平方メートル超

※兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。

特定工程

中間検査の対象となる建築物について、次に掲げる工事の区分に応じて、中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程を指定しています。ただし、建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工区が釜場など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。）の工事を特定工程とする。

構造	規模（建築物ごと）	指定する特定工程	
		基礎工事	建方工事
木造	階数が3以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	延べ面積が300平方メートル超	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	高さが16メートル超	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
上記以外の構造	階数が2以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	延べ面積が200平方メートル超	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

1. 基礎工事

構造	特定工程
すべての構造	基礎の配筋工事

2. 建方工事

構造	特定工程				
木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）				
鉄骨造	<table border="1"><tr><td>平家建ての場合</td><td>建方工事</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2階の床版の取付け工事</td></tr></table>	平家建ての場合	建方工事	その他の場合	2階の床版の取付け工事
平家建ての場合	建方工事				
その他の場合	2階の床版の取付け工事				
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	<table border="1"><tr><td>平家建ての場合</td><td>屋根版の配筋工事</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で施工しない場合にあっては、2階のはり及び床版の取付け工事）</td></tr></table>	平家建ての場合	屋根版の配筋工事	その他の場合	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で施工しない場合にあっては、2階のはり及び床版の取付け工事）
平家建ての場合	屋根版の配筋工事				
その他の場合	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で施工しない場合にあっては、2階のはり及び床版の取付け工事）				
その他の構造	屋根の工事				
併用構造（2以上の構造を併用）	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合にあっては、最も遅く施工する工事）				